

豊岡市陸上競技協会規約

第1章 総 則

- 第1条 (名 称) 本協会は豊岡協会と称する。
- 第2条 (目 的) 本協会は豊岡市における陸上競技を統括し、かつこれを代表する団体であつて、その目的は、陸上競技を健全に普及発達させ、それによって体育文化の進展に寄与しようとするにある。
- 第3条 (事 業) 本協会は前条の目的達成するためにつぎの事業を行う。
1. 陸上競技の諸計画を実施し、その技術を指導すること。
 2. 兵庫陸上競技協会に対し、豊岡市の陸上競技を代表して加盟すること。
 3. 豊岡市体育協会に対し、豊岡市を代表して加盟すること。
 4. 必要な各種の陸上競技会を開催すること。
 5. 豊岡市の陸上競技を代表して競技会に参加すること。
 6. 兵庫陸上競技協会に対し、陸上競技の記録の公認を申請すること。
 7. その他本協会の目的に適合する一切の事業を行うこと。
- 第4条 (事務局) 本協会の事務局は理事長の自宅又は所属所におくが、必要があれば他に置くことができる。
- 第5条 (加入団体) 本協会は各市町を代表する陸上競技団体、および協力団体をもって組織する。

第2章 役 員

- 第6条 役 員) 本協会につぎの役員をおく。
- | | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 人 | 2. 副会長 | 若干人 |
| 3. 理 事 | 若干人 | 4. 監 事 | 若干人 |
| 5. 会 計 | 若干人 | 6. 顧 問 | 若干人 |
- 第7条 (会長・副会長) 会長および副会長は理事会の決定によりこれを推薦する。
会長は本協会を統括代表する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
会長は理事会の承認を経て顧問を推薦することができる。
- 第8条 (理 事) 理事は加入団体から選出され、加入団体を代表して本協会の理事会に出席し、その議決権を行使することができる。
理事は本協会の一般事業を処理する。
理事は互選により、理事長を定めることができる。
理事長は、本協会の事務局長として一般業務の遂行についてその責任を任ずる。
- 第9条 (監 事) 監事は理事会の義決によって委嘱される。監事は本協会の財務を監査する。
- 第10条 (会 計) 会計は、理事会により委嘱される。
会計は理事長のもとで、一般業務および会計業務を処理する。
- 第11条 (顧 問) 顧問は理事会の承認を経て会長が推薦する。
顧問は、本臨会の重要事項について、諮問に応ずる。
- 第12条 (任 期) 各役員任期は2年とし、再選を妨げない。
顧問の任期はこれを定めない。

第 3 章 理 事 会

第 13 条（権 限） 理事会に付議されるべき事項はつぎの如くである。

1. 事業計画
2. 予算及び決算
3. 本協会の役員承認又は決定
4. 規約の改正
5. その他の重要事項

第 14 条（定時および臨時理事会）

定時理事会は毎年 2 月に、これを開く。

臨時理事会は、理事会が必要と認めたときこれを開く。

第 15 条（召 集） 理事会は会長が、これを召集する

第 16 条（議 事） 理事会は 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席によって成立する。

議事は出席理事の過半数で決定する。

役員は理事でなくても出席して、それぞれの資格で意見を述べることができる。

第 4 章 経 理

第 17 条（経 費）

1. 会員の登録・登記料
2. 事業収入
3. 寄付金および、その他の収入

第 18 条（会計会計） 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 付 則

第 19 条（規約の変更）

本規約の条項は理事の 3 分の 2 以上（委任状を含む）が出席し、その議決権の過半数があれば変更することができる。

第 20 条（細 則） 本規約の施行について必要な事項に対する細則は、別にこれを定める。

第 21 条（施行期日） 本規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。